

議第197号 呉市きんろうプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市きんろうプラザの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
大ホール	8:30~12:00	1.2	11,400	13,700
	12:00~17:00	1.2	16,300	19,600
	17:00~22:00	1.2	16,300	19,600
大会議室	8:30~12:00	1.2	6,700	8,000
	12:00~17:00	1.2	9,700	11,600
	17:00~22:00	1.2	9,700	11,600
中会議室	8:30~12:00	1.2	4,000	4,800
	12:00~17:00	1.2	5,600	6,700
	17:00~22:00	1.2	5,600	6,700
第1小会議室	8:30~12:00	1.2	1,600	1,900
	12:00~17:00	1.2	2,300	2,800
	17:00~22:00	1.2	2,300	2,800
第2小会議室	8:30~12:00	1.2	1,600	1,900
	12:00~17:00	1.2	2,300	2,800
	17:00~22:00	1.2	2,300	2,800
第1和室	8:30~12:00	1.2	2,200	2,600
	12:00~17:00	1.2	3,100	3,700
	17:00~22:00	1.2	3,100	3,700
第2和室	8:30~12:00	1.2	2,400	2,900
	12:00~17:00	1.2	3,500	4,200
	17:00~22:00	1.2	3,500	4,200

3 施行期日

令和2年4月1日